○国土交通省告示第 240 号

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 16 条第1項の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物を第1に、同条第3項第1号の規定に基づき、定期報告を要しない人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ない昇降機を第2に、及び同項第2号の規定に基づき、定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない防火設備を第3に定める。

平成 28 年 1 月 21 日 国土交通大臣 石井 啓一

定期報告を要しない通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築 物等を定める件

- 第1 建築基準法施行令(以下「令」という。)第16条第1項に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずるおそれの少ない建築物は、次に掲げるもの(避難階以外の階を建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)別表第1(い)欄(一)項から(四)項までに掲げる用途に供しないものを除く。)以外のものとする。
 - 一 地階又は3階以上の階を法別表第1 (い) 欄(一)項に掲げる用途(屋外観覧場を除く。)に供する建築物(地階及び3階以上の階における当該用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ 100 ㎡以下のもの(以下「特定規模建築物」という。)を除く。)及び当該用途に供する部分(客席の部分に限る。)の床面積の合計が 200 ㎡以上の建築物
 - 二 劇場、映画館又は演芸場の用途に供する建築物で、主階が1階にないもの
 - 三 地階又は3階以上の階を病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。第3第2号において同じ。)、ホテル又は旅館の用途に供する建築物(特定規模建築物を除く。)及び当該用途に供する2階の部分(病院又は診療所にあっては、その部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300 ㎡以上の建築物
 - 四 地階又は3階以上の階を次項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に供する建築物(特定規模建築物を除く。)及び当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が300 m²以上の建築物
 - 五 3階以上の階を法別表第1 (い) 欄(三)項に掲げる用途(学校又は学校に附属する 体育館その他これに類する用途を除く。)に供する建築物(特定規模建築物を除く。) 及び当該用途に供する部分の床面積の合計が 2.000 ㎡以上の建築物
 - 六 地階又3階以上の階を法別表第1 (い) 欄(四)項に掲げる用途に供する建築物(特定規模建築物を除く。)、当該用途に供する部分の床面積の合計が3,000 ㎡以上の建築物及び当該用途に供する2階の部分の床面積の合計が500 ㎡以上の建築物

- 2 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途は、次に掲げるものとする。
 - 一 共同住宅及び寄宿舎 (サービス付き高齢者向け住宅又は老人福祉法 (昭和 38 年法律 第 133 号) 第 5 条の 2 第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業若しく は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成 17 年法律第 123 号) 第 5 条第 15 項に規定する共同生活援助を行う事業の用に供するものに限る。)
 - 二 助産施設、乳児院及び障害児入所施設
 - 三 助産所
 - 四 盲導犬訓練施設
 - 五 救護施設及び更生施設
 - 六 老人短期入所施設その他これに類するもの
 - 七 養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに有料老人ホーム
 - 八 母子保健施設
 - 九 障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス事業(自立訓練又は就労移行支援 を行う事業に限る。)の用に供する施設(利用者の就寝の用に供するものに限る。)
- 第2 令第16条第3項第1号に規定する人が危害を受けるおそれのある事故が発生するお それの少ない昇降機は、次に掲げるものとする。
 - 一 籠が住戸内のみを昇降するもの
 - 二 労働安全衛生法施行令 (昭和 47 年政令第 318 号) 第 12 条第 1 項第六号に規定する エレベーター
 - 三 小荷物専用昇降機で、昇降路の全ての出し入れ口の下端が当該出し入れ口が設けられる室の床面よりも 50cm 以上高いもの
- 第3 令第16条第3項第二号に規定する通常の火災時において避難上著しい支障が生ずる おそれの少ない防火設備は、次に掲げる建築物に設ける随時閉鎖又は作動をできるもの (防火ダンパーを除く。)以外のものとする。
 - 一 第1第1項各号に掲げる建築物(避難階以外の階を法別表第1 (い) 欄(一) 項から (四) 項までに掲げる用途に供しないもの並びに地階及び3階以上の階における当該 用途に供する部分の床面積の合計がそれぞれ100 ㎡以下のものを除く。)
 - 二 病院、診療所又は第1第2項に規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途に 供する部分の床面積の合計が200 m³以上の建築物

附則

この告示は、平成28年6月1日から施行する。